

佐伯市教育委員会会計年度任用職員の職務内容及び勤務条件について （社会教育指導員）

職務内容	社会教育事業の企画・運営・指導
受験資格等	社会教育に関する知識を有する者又は社会教育指導の経験を有する者 Word、Excelなどを業務で使用する必要があるため、PCを使用できる方が望ましい。
配属先	佐伯市佐伯地域コミュニティセンター
その他	業務上必要な外出時に、自家用車等を使用することがあります。 （ガソリン代相当の旅費支給）

1 根拠法令

地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（パートタイム）

2 任用期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

※任用後 1 か月間は条件付採用期間となり、この期間は延長されることがあります。

※任用期間満了後、選考等を経て再度任用されることがあります。

3 報酬

- ・年齢や経験年数に応じて、月額 158,000 円から 171,100 円の間で決定
- ・月の初日から末日までの報酬を翌月の 21 日（休日の場合はその前日）に口座振込

4 各種手当

- ・通勤手当 通勤距離が 2km 以上となる場合に支給（上限あり）
- ・時間外手当 時間外勤務は原則ないが、発生する場合は時間外手当を支給
- ・期末手当 任用期間、勤務時間、勤務日数等に応じ、6 月と 12 月に期末手当が支給されます。

5 勤務時間、勤務日等

- ・午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分まで、7 時間 45 分（休憩 45 分）
- ・月 17 日勤務。社会教育事業の業務により土・日曜日、祝日に勤務する場合は、振替休日を取得します。年末年始は勤務を要しません。

6 休暇

佐伯市の規定に基づき付与

例）有給休暇…年次有給休暇、忌引休暇、産前・産後、私傷病、その他特別休暇
無給休暇…介護、子の看護、生理休暇等

時間休暇については、有給休暇となる場合を除いて、1 時間を単位として月額報酬から控除します。

7 服務及び懲戒

- ・有期任用の職員であっても、地方公務員法上の職員であり、正規職員と同様の服務規定が課されます。服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止が適用され、違反時には懲戒処分の対象となるので十分注意してください。

※営利企業への従事等の制限は課されないため、兼業を行うことができますが、兼業を開始する、又は兼業をしている場合には、速やかに教育委員会に届け出てください。兼業の内容等によっては、上記の服務規定に違反し、懲戒処分又は分限処分の対象となる場合があります。

- ・公務で PC を使用する際は佐伯市情報セキュリティポリシーを遵守してください。

8 社会保険の加入及び所得税の源泉徴収について

市町村共済短期（健康保険に相当）、厚生年金保険及び雇用保険に加入し、保険料を源泉所得税とともに毎月支給する報酬から控除します。

9 災害補償

公務上の災害又は通勤による災害に対する補償については、佐伯市議会の議員その他非常勤職員の公務災害等に関する条例又は労働者災害補償保険法（労災）の適用が受けられます。

佐伯市教育委員会会計年度任用職員の職務内容及び勤務条件について
（社会教育振興推進業務員）

職務内容	1 振興局管内での社会教育事業の企画・運営 2 公民館の管理・運営補助 3 図書貸出業務
受験資格等	地域の社会教育・生涯学習の推進に意欲のある者 Word、Excel などを業務で使うことがあるため、PC を使 できる方が望ましい。
配属先	佐伯市本匠地域コミュニティセンター 佐伯市鶴見地域コミュニティセンター
その他	業務上必要な外出時に、自家用車等を使うことがあります。 （ガソリン代相当の旅費支給）

1 根拠法令

地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（パートタイム）

2 任用期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

※任用後 1 か月間は条件付採用期間となり、この期間は延長されることがあります。

※任用期間満了後、選考等を経て再度任用されることがあります。

3 報酬

- ・年齢や経験年数に応じて、月額 182,600 円から 197,800 円の間で決定
- ・月の初日から末日までの報酬を翌月の 21 日（休日の場合はその前日）に口座振込

4 各種手当

- ・通勤手当 通勤距離が 2km 以上となる場合に支給（上限あり）
- ・時間外手当 時間外勤務は原則ないが、発生する場合は時間外手当を支給
- ・期末手当 任用期間、勤務時間、勤務日数等に応じ、6 月と 12 月に期末手当が支給されま
す。

5 勤務時間、勤務日を要しない日等

- ・午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで、7 時間 15 分（休憩 45 分）
- ・土・日曜日、祝日及び年末年始は勤務を要しません。社会教育事業の業務により土・日曜日、祝日
に勤務する場合は、振替休日を取得します。

6 休暇

佐伯市の規定に基づき付与

例）有給休暇…年次有給休暇、忌引休暇、産前・産後、私傷病、その他特別休暇

無給休暇…介護、子の看護、生理休暇等

時間休暇については、有給休暇となる場合を除いて、1 時間を単位として月額報酬から控除し
ます。

7 服務及び懲戒

- ・有期任用の職員であっても、地方公務員法上の職員であり、正規職員と同様の服務規定が課され
ます。服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、
職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止が適用され、違反時には懲戒処分の対象と
なるので十分注意してください。

※営利企業への従事等の制限は課されないため、兼業を行うことができますが、兼業を開
始する、又は兼業をしている場合には、速やかに教育委員会に届け出てください。兼業
の内容等によっては、上記の服務規定に違反し、懲戒処分又は分限処分の対象となる場
合があります。

- ・公務で PC を使用する際は佐伯市情報セキュリティポリシーを遵守してください。

8 社会保険の加入及び所得税の源泉徴収について

市町村共済短期（健康保険に相当）、厚生年金保険及び雇用保険に加入し、保険料を源泉所得税と
ともに毎月支給する報酬から控除します。

9 災害補償

公務上の災害又は通勤による災害に対する補償については、佐伯市議会の議員その他非常勤職員
の公務災害等に関する条例又は労働者災害補償保険法（労災）の適用が受けられます。

佐伯市教育委員会会計年度任用職員の職務内容及び勤務条件について
（文化施設管理業務員）

職務内容	1 館、施設の管理 2 館、施設の環境整備、清掃等 3 予約受付、文書受付、利用者への案内、展示案内 4 使用料、観覧料の出納業務 5 企画展の準備 6 その他、館、施設の運営に必要な業務
受験資格等	Word、Excel などを業務で使うことがあるため、PC を使 できる方が望ましい。
配属先	城下町佐伯国木田独歩館
その他	

1 根拠法令

地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（パートタイム）

2 任用期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

※任用後 1 か月間は条件付採用期間となり、この期間は延長されることがあります。

※任用期間満了後、選考等を経て再度任用されることがあります。

3 報酬

- ・年齢や経験年数に応じて、月額 158,000 円から 171,100 円の間で決定
- ・月の初日から末日までの報酬を翌月の 21 日（休日の場合はその前日）に口座振込

4 各種手当

- ・通勤手当 通勤距離が 2km 以上となる場合に支給（上限あり）
- ・時間外手当 時間外勤務は原則ないが、発生する場合は時間外手当を支給
- ・期末手当 任用期間、勤務時間、勤務日数等に応じ、6 月と 12 月に期末手当が支給されま
す。

5 勤務時間、勤務日等

- ・午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分まで、7 時間 45 分（休憩 45 分）
- ・月 17 日勤務。ローテーションにより土・日曜日、祝日も勤務があります。年末年始は勤務を要し
ません。

6 休暇

佐伯市の規定に基づき付与

例）有給休暇…年次有給休暇、忌引休暇、産前・産後、私傷病、その他特別休暇

無給休暇…介護、子の看護、生理休暇等

時間休暇については、有給休暇となる場合を除いて、1 時間を単位として月額報酬から控除し
ます。

7 服務及び懲戒

- ・有期任用の職員であっても、地方公務員法上の職員であり、正規職員と同様の服務規定が課され
ます。服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、
職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止が適用され、違反時には懲戒処分の対象と
なるので十分注意してください。

※営利企業への従事等の制限は課されないため、兼業を行うことができますが、兼業を開
始する、又は兼業をしている場合には、速やかに教育委員会に届け出てください。兼業
の内容等によっては、上記の服務規定に違反し、懲戒処分又は分限処分の対象となる場
合があります。

- ・公務で PC を使用する際は佐伯市情報セキュリティポリシーを遵守してください。

8 社会保険の加入及び所得税の源泉徴収について

市町村共済短期（健康保険に相当）、厚生年金保険及び雇用保険に加入し、保険料を源泉所得税と
ともに毎月支給する報酬から控除します。

9 災害補償

公務上の災害又は通勤による災害に対する補償については、佐伯市議会の議員その他非常勤職員
の公務災害等に関する条例又は労働者災害補償保険法（労災）の適用が受けられます。

佐伯市教育委員会会計年度任用職員の職務内容及び勤務条件について
(文化施設事務)

職務内容	1 館、施設の管理補助 2 館、施設の環境整備、清掃等 3 予約受付、文書受付、利用者への案内、 展示案内（平和祈念館やわらぎ） 4 使用料、観覧料の出納業務 5 企画展の準備補助 6 その他、館、施設の運営に必要な業務
受験資格等	Word、Excel などを業務で使うことがあるため、PC を使 できる方が望ましい。
配属先	平和祈念館やわらぎ、佐伯市歴史資料館
その他	

1 根拠法令

地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（パートタイム）

2 任用期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

※任用後 1 か月間は条件付採用期間となり、この期間は延長されることがあります。

※任用期間満了後、選考等を経て再度任用されることがあります。

3 報酬

- ・年齢や経験年数に応じて、月額 160,400 円から 170,000 円の間で決定
- ・月の初日から末日までの報酬を翌月の 21 日（休日の場合はその前日）に口座振込

4 各種手当

- ・通勤手当 通勤距離が 2km 以上となる場合に支給（上限あり）
- ・時間外手当 時間外勤務は原則ないが、発生する場合は時間外手当を支給
- ・期末手当 任用期間、勤務時間、勤務日数等に応じ、6 月と 12 月に期末手当が支給されま
す。

5 勤務時間、勤務日等

- ・午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分までの間で**6 時間 45 分**（休憩 45 分）
- ・ローテーションにより土、日曜日・祝日も出勤になることがありますが、日曜日から土曜日の週の
単位において休日 が 2 日あります。年末年始は勤務を要しません。

6 休暇

佐伯市の規定に基づき付与

例）有給休暇…年次有給休暇、忌引休暇、産前・産後、私傷病、その他特別休暇

無給休暇…介護、子の看護、生理休暇等

時間休暇については、有給休暇となる場合を除いて、1 時間を単位として月額報酬から控除し
ます。

7 服務及び懲戒

・有期任用の職員であっても、地方公務員法上の職員であり、正規職員と同様の服務規定が課さ
れます。服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義
務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止が適用され、違反時には懲戒処分の対
象となるので十分注意してください。

※営利企業への従事等の制限は課されないため、兼業を行うことができますが、兼業を開
始する、又は兼業をしている場合には、速やかに教育委員会に届け出てください。兼業
の内容等によっては、上記の服務規定に違反し、懲戒処分又は分限処分の対象となる場
合があります。

- ・公務で PC を使用する際は佐伯市情報セキュリティポリシーを遵守してください。

8 社会保険の加入及び所得税の源泉徴収について

市町村共済短期（健康保険に相当）、厚生年金保険及び雇用保険に加入し、保険料を源泉所得税と
ともに毎月支給する報酬から控除します。

9 災害補償

公務上の災害又は通勤による災害に対する補償については、佐伯市議会の議員その他非常勤職員
の公務災害等に関する条例又は労働者災害補償保険法（労災）の適用が受けられます。

佐伯市教育委員会会計年度任用職員の職務内容及び勤務条件について
（佐伯市歴史資料館長）

職務内容	1 館の統括管理 2 職員の労務管理等 3 観覧料・各種販売代金の出納業務 4 利用者案内、展示案内 5 歴史学習、各種講座等の統括管理、準備、運営 6 対外広報 等
受験資格等	佐伯市の歴史文化に関する知識を有する者 Word、Excelなどを業務で使うことができるため、PCを使うことができる方が望ましい。
配属先	佐伯市歴史資料館
その他	

1 根拠法令

地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（パートタイム）

2 任用期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

※任用後 1 か月間は条件付採用期間となり、この期間は延長されることがあります。

※任用期間満了後、選考等を経て再度任用されることがあります。

3 報酬

- ・年齢や経験年数に応じて、月額 168,500 円から 186,900 円の間で決定
- ・月の初日から末日までの報酬を翌月の 21 日（休日の場合はその前日）に口座振込

4 各種手当

- ・通勤手当 通勤距離が 2km 以上となる場合に支給（上限あり）
- ・時間外手当 時間外勤務は原則ないが、発生する場合は時間外手当を支給
- ・期末手当 任用期間、勤務時間、勤務日数等に応じ、6 月と 12 月に期末手当が支給されます。

5 勤務時間、勤務日等

- ・午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分まで、7 時間 45 分（休憩 45 分）
- ・月 17 日勤務。ローテーションにより土・日曜日、祝日も勤務があります。年末年始は勤務を要しません。

6 休暇

佐伯市の規定に基づき付与

例）有給休暇…年次有給休暇、忌引休暇、産前・産後、私傷病、その他特別休暇

無給休暇…介護、子の看護、生理休暇等

時間休暇については、有給休暇となる場合を除いて、1 時間を単位として月額報酬から控除します。

7 服務及び懲戒

- ・有期任用の職員であっても、地方公務員法上の職員であり、正規職員と同様の服務規定が課されます。服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止が適用され、違反時には懲戒処分の対象となるので十分注意してください。

※営利企業への従事等の制限は課されないため、兼業を行うことができますが、兼業を開始する、又は兼業をしている場合には、速やかに教育委員会に届け出てください。兼業の内容等によっては、上記の服務規定に違反し、懲戒処分又は分限処分の対象となる場合があります。

- ・公務で PC を使用する際は佐伯市情報セキュリティポリシーを遵守してください。

8 社会保険の加入及び所得税の源泉徴収について

市町村共済短期（健康保険に相当）、厚生年金保険及び雇用保険に加入し、保険料を源泉所得税とともに毎月支給する報酬から控除します。

9 災害補償

公務上の災害又は通勤による災害に対する補償については、佐伯市議会の議員その他非常勤職員の公務災害等に関する条例又は労働者災害補償保険法（労災）の適用が受けられます。

佐伯市教育委員会会計年度任用職員の職務内容及び勤務条件について
（佐伯市平和祈念館やわらぎ館長）

職務内容	1 館の統括管理 2 職員の労務管理等 3 観覧料・各種販売代金の出納業務 4 利用者案内、展示案内 5 歴史学習、各種講座等の統括管理、準備、運営 6 施設等の管理業務 7 对外広報 等
受験資格等	佐伯市の歴史文化に関する知識を有する者 Word、Excel などを業務で使うことがあるため、PC を使 できる方が望ましい。
配属先	佐伯市平和祈念館やわらぎ
その他	

1 根拠法令

地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（パートタイム）

2 任用期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

※任用後 1 か月間は条件付採用期間となり、この期間は延長されることがあります。

※任用期間満了後、選考等を経て再度任用されることがあります。

3 報酬

- ・年齢や経験年数に応じて、月額 168,500 円から 186,900 円の間で決定
- ・月の初日から末日までの報酬を翌月の 21 日（休日の場合はその前日）に口座振込

4 各種手当

- ・通勤手当 通勤距離が 2km 以上となる場合に支給（上限あり）
- ・時間外手当 時間外勤務は原則ないが、発生する場合は時間外手当を支給
- ・期末手当 任用期間、勤務時間、勤務日数等に応じ、6 月と 12 月に期末手当が支給されま
す。

5 勤務時間、勤務日等

- ・午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分まで、7 時間 45 分（休憩 45 分）
- ・月 17 日勤務。ローテーションにより土・日曜日、祝日も勤務があります。年末年始は勤務を要し
ません。

6 休暇

佐伯市の規定に基づき付与

例）有給休暇…年次有給休暇、忌引休暇、産前・産後、私傷病、その他特別休暇

無給休暇…介護、子の看護、生理休暇等

時間休暇については、有給休暇となる場合を除いて、1 時間を単位として月額報酬から控除し
ます。

7 服務及び懲戒

- ・有期任用の職員であっても、地方公務員法上の職員であり、正規職員と同様の服務規定が課され
ます。服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、
職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止が適用され、違反時には懲戒処分の対象と
なるので十分注意してください。

※営利企業への従事等の制限は課されないため、兼業を行うことができますが、兼業を開
始する、又は兼業をしている場合には、速やかに教育委員会に届け出てください。兼業
の内容等によっては、上記の服務規定に違反し、懲戒処分又は分限処分の対象となる場
合があります。

- ・公務で PC を使用する際は佐伯市情報セキュリティポリシーを遵守してください。

8 社会保険の加入及び所得税の源泉徴収について

市町村共済短期（健康保険に相当）、厚生年金保険及び雇用保険に加入し、保険料を源泉所得税と
ともに毎月支給する報酬から控除します。

9 災害補償

公務上の災害又は通勤による災害に対する補償については、佐伯市議会の議員その他非常勤職員
の公務災害等に関する条例又は労働者災害補償保険法（労災）の適用が受けられます。